

牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針の一部改正(案)に対する主な意見

#	都道府県名	該当箇所	意見	回答
1	埼玉県	第3の1の(1)のアの(ア)のb	bの「又は上記a以外の…又はとう汰された牛」は、施行規則第1条の規定に該当しないため、これらを削除してはどうか。	これらの牛については、厚生労働省が行うと畜場におけるBSEのスクリーニング検査の対象となると考えられるため、削除する。
2	福岡県	第3の1の(1)のアの(ア)のb	ここで上記a(特定臨床症状)以外の理由で死亡等した48か月齢の牛を対象にするなら、実質的には48か月齢以上の全ての死亡牛が対象となるのではないか？	1への回答を参照いただきたい。
3	静岡県	第2の2の(7)	「適切に関係者に引き継ぐ」ものとして、「記録、経験、経緯」を並列して記述してはどうか。	「記録、経験、経緯」を含むように記述する。
4	静岡県	第3の1の(1)、(2)	第3の1の(1)のAのように死亡牛検査の定義があるが、第3の1の(2)以降に異常牛検査の定義がないため、異常牛や異常牛検査について、明確な定義付けをしていただきたい。	第3の1の(2)のAの(ア)及びイの(ア)に記載済みである。
5	静岡県	参考5及び参考7	参考5と参考7の整合性がわかりづらい。参考7では生産段階で臨床症状(+)は疑似患者となるが、参考5ではエライザ(-)で判定(-)となっていることから、明確に記載していただきたい。	参考5はBSE検査に係るもの、参考7は病性の判定に係るものであるため、両資料の記載方法が異なるものである。
6	三重県	第3の1の(1)のA、留意事項の1の(2)のイ	48か月齢以上の「起立不能牛」について、(ア)のbに分類される診断の付いたものが該当するのか、乳房炎、呼吸器症状、消化器症状等、いわゆる一般病の経過の中で起立不能・歩行困難を呈した場合は除外できるのか、留意事項等で明記していただきたい。	1の意見に係る部分を削除することで、起立不能牛の定義はより明確になると考えられる。
7	滋賀県	第3の1の(1)のアの(イ)のc	現行では、死亡牛検査対象月齢と第3の1の(1)のアの(イ)のcの記載月齢が統一されているため、必ず家畜保健衛生所にて検査を受ける体制となっている。 しかしながら、死亡牛検査対象月齢と第3の1の(1)のアの(イ)のcの記載月齢が異なった場合、現場で混乱を招くことが懸念されるため、BSEステータスの維持のために支障がないのであれば、月齢を96か月齢以上に統一してもよいのではないか。	第3の1の(1)のアの(イ)のcに該当する牛については、家畜伝染病又は届出伝染病にかかっていることにより、起立不能牛と分類される根拠となる症状が発見されなくなる可能性があるため、原則としてBSEの検査を行っていただくこととして、起立不能牛に分類している。正確な分類がなされるよう、臨床獣医師等への情報提供に努めていただきたい。
8	岡山県	第3の1の(1)アの(イ)のc	Cを全廃 理由:臨床的な疑いのあるものや起立不能のもの、96か月齢以上の死亡牛を対象にすれば十分ではないか。家畜伝染病予防法第16条以外の家畜伝染病や届出伝染病の48か月齢以上の牛まで対象牛にする必要はないのではないか。	7への回答を参照願いたい。
9	滋賀県	第3の1の(1)のアの(ア)のbおよび(イ)のb	一般的な死亡牛の対象月齢が48か月齢以上である現在は、一般的な死亡牛と起立不能牛等は報告時にどのように分類するかだけが、一般的な死亡牛の対象月齢が96か月齢以上になると起立不能牛等の届出に際して農家等が一定の判断を行ってからの届出となり、検査すべき牛が検査からめられる可能性がある。したがって、歩行困難、起立不能等の判断のため、留意事項等でどのようなものが対象となるのか分かりやすく例示を行っていただきたい。	起立不能牛に分類される牛の種類については、留意事項1の(2)のイに記載している。
10	京都府	第3 BSE監視のための検査 1(3)(留意事項)4(4)のA	消毒処理については、従来の水酸化ナトリウムを用いる方法も併記願いたい。	御意見通りに修正する。

牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針の一部改正(案)に対する主な意見

#	都道府県名	該当箇所	意見	回答
11	福岡県	留意事項4(4)	「①2規定の水酸化ナトリウム水に2時間浸透し、…」を削除した理由を教えてください。 →(5)イの(イ)動物衛生研究部門への搬入の容器消毒では使用することとなり、(4)でも残してほしい。	10への回答を参照いただきたい。
12	岡山県	第3の1の(1)ア(イ)b 改正されている部分	「起立不能牛」となっているが、(留意事項)の1の(2)イでは、「生前に歩行困難、起立不能等であった牛の取扱い」となっており、内容も「歩行困難、起立不能又は神経症状を主徴とする疾病」となっているので、改訂前のままでよいのでは無いか？	第3の1の(1)のアの(ア)のbにおいて、「起立不能牛」の定義を明記している。
13	岡山県	第3の1の(1) アの(イ)に追加	家畜防疫指針等により移動制限・搬出制限の対象となる牛を検査対象から除外してもらいたい。(口蹄疫等のまん延防止措置を図る上で、検査のためであっても移動や搬出を好ましくないとする。)と記載内容を、都道府県の人事に介入することになり問題があるため削除すべき。	牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則第4条4項で既に除外されている。
14	広島県	第2の2の(7)	「防疫責任者の在任期間の長期化に努め、」の記載内容は、都道府県の人事に介入することになり問題があるため削除すべき。	あくまで努力規定である。
15	広島県	留意事項4の(5)	動物衛生研究部門への材料の搬入について、本病の伝染性の特性を踏まえ、直接搬入ではなく、基本、送付にしてもらいたい。	状況に応じ、送付としていただいで差し支えなく、現行の指針であっても、その旨の解釈は可能である。
16	福岡県	第3の1の(1)のアの (イ)のc	48か月齢以上で監視伝染病で死亡した牛については、死亡牛届出は提出せずに死亡牛検査は受けるということか？	御理解のとおり。検査対象としている理由は6への回答を参照いただきたい。
17	宮崎県	第5の3の(5)の②	BSEの場合、報道が農場に近づくのとまん延は直接的に結びつかないのではないかと。むしろ、プライバシー保護など従来の表現の方が良いのでは。	「発生農場には近付かないなど、防疫措置の支障にならないようにすること」と内容を修正する。
18	鹿児島県	第5の2(1)	…対策本部」という。)を開催し、… →本部は「設置」(従来どおり)と考える。	対策本部は設置されるのみならず実際に開催されるため、表現の適正化を行ったもの。